

施策案に対する意見等の概要と意見等に対する市の考え方

番号	意見等の概要	意見等に対する市の考え方
1	<p>都市計画法に基づく開発許可制度を改正することは、都市機能、住環境等の維持を図り、より良い街づくりのためには必要で良いことだと思います。今回の改正も賛成です。良好な都市形成を誘導するため、特に線引きがまだ行われていない地区に対し、良い方向に導いてもらうため、具体策を真剣に考えてもらい、どうすれば一番良いか誘導してもらえれば、よりすばらしい都市形成ができると思います。</p>	<p>今後も、地域の状況を勘案した上で、研究、検討を重ね必要に応じて修正していきます。</p>
2	<p>第1章「形質の変更」・・・開発許可の対象となることについて 施設の設置義務違反は、従来から是正指導を行っているようですが、都市計画法の本文では開発行為の定義から、施設の設置変更は開発行為に明記されていない。義務違反が発生した案件については、別途、開発者に是正を促し協議の上、改善の行政指導を行えばよい。 行政の改善指導がスムーズにいかないからと、本法の開発の定義から逸脱し、許可の対象を拡大する改正案及び市民への強化策に強く反対。</p> <p>その他の改正についての意見はありません。</p>	<p>今回の改正案は、異常気象等による洪水被害等を防止する一つの手立てとして提案させていただいたものです。市としては、群馬県が特定都市河川の指定を行ったことと同様、昨今の異常気象等による洪水被害等の多発化について危惧していることから、既存施設が有する貯水機能等を維持していくことを目的に提案させていただいたものでした。</p> <p>しかしながら、形質の変更の改正案については、当該意見と同様の内容のものが各種団体から多数寄せられており、現状では市民の皆様の理解は得られないものと考えます。そのため、今後の検討課題として、都市機能及び住環境の維持に必要な施設のあり方について研究を行っていくものとします。</p> <p>なお、都市計画法では、開発行為の定義について「主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更」と明記しているにすぎません。太田市では、この「区画形質の変更」とは何を指すのか、行政手続法第5条に基づき、審査基準として定めています。本法の開発の定義に逸脱するものではなく、開発の定義について具体的に示すものですのでご理解ください。</p>